

改正

令和3年8月18日訓令第27号

結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における人口減少や少子化対策の強化を図るため、婚姻し生活基盤を専ら町内に置く新婚世帯に対し、経済的不安の軽減を図るために住居費及び引越費用の一部を補助金として交付することについて、新得町補助金等交付規則（平成5年規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間（以下「事業期間」という。）に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 住居費 結婚を機に新たに町内で自ら居住するため物件を購入又は賃貸住宅を賃借する際に要する費用（事業期間に支払われたものに限る。）のうち、物件購入費、賃料、敷金、礼金（保証金などこれに類する費用を含む。）、共益費、仲介手数料をいう。ただし、新婚世帯の勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該住宅手当分の支給額を控除するものとする。
- (3) 引越費用 婚姻に伴う引越しに係る費用で、引越し荷物を運搬する業者又は運送業者へ支払った実費（事業期間内に引越し、払われたものに限る。）をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 新婚世帯の所得額（直近の所得証明書に基づく夫婦の所得額の合算額をいう。）が400万円未満であること、かつ、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。新婚世帯が次のいずれかに該当する場合は、その定めるところにより算出した額とする。
 - ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、交付申請時において無職の場合は、当該離職している者の所得金額はないものとみなして夫婦の所得を算出する。
 - イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学や生活のために貸与されている資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した額とする。
- (2) 対象となる住居が新得町内にあり、かつ夫婦の双方又は一方が事業期間に対象となる住居の住所に転居届又は転入届を提出し、受理されていること。
- (3) 過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
- (4) 新婚世帯の双方が、次のいずれにも該当すること。
 - ア 町税及び町に対し納入義務を有する納付金に滞納がないこと。
 - イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める被保護者でないこと。
 - ウ 新得町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含む。）でないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、事業期間の住居費及び引越費用の合計額とし、1世帯当たり30万円を上限とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

3 事業期間中に前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までの額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 婚姻後の戸籍謄本（婚姻が確認できるもの）又は婚姻届受理証明書

(2) 夫婦の所得証明書

(3) 夫婦の納税証明書

(4) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）

(5) 物件の賃貸借見積書又は賃貸借契約書及び領収書の写し（住居費における賃貸借の場合）

(6) 住宅手当支給証明書（別記様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）

(7) 引越費用に係る領収書の写し（引越業者又は運送業者を利用した場合）

(8) 離職したことを証する書類の写し（該当する場合）

(9) 貸与型奨学金の返還額を証する書類（貸与型奨学金を返済している場合）

(10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、結婚新生活支援補助金交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第7条 前条の規定による補助金交付決定の通知を受けた者（以下「交付対象者」という。）で、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに結婚新生活支援補助金変更交付申請書（別記様式第4号）に、第5条各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、結婚新生活支援補助金変更交付決定通知書（別記様式第5号）により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに結婚新生活支援補助金交付請求書（別記様式第6号。以下「請求書」という。）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、請求書の提出があったときは、確定払いにより補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。

(3) この要綱に違反する行為があったとき。

(補助金の返還)

第10条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、速やかに当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(報告等)

第11条 町長は、補助金に関し必要があると認めるときは、交付決定者から報告若しくは書類の提出を求め、又は関係書類その他必要な事項を調査することができる。

2 交付決定者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年8月18日訓令第27号)

この訓令は、公布の日から施行する。